

住民登録と国内居所申告をされていない国民が申請対象です。

申請書を作成する前に裏面に記載された注意事項および作成要領を必ずご確認ください。

在外選挙人登録申請書

受付	番号	
	日時	
	機関名	
	受付者	(署名)

姓名 ¹⁾	ハングル		英文 (大文字)		
パスポート番号				※ 旅券番号は左づめでご記入下さい。	
在外選挙人区 ²⁾ (該当欄に☑表示)	<input type="checkbox"/> 住民登録をした事がある	抹消された 住民登録番号			
	<input type="checkbox"/> 住民登録をした事がない	生年月日		性別 (該当欄に☑表示)	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
父母姓名 ³⁾	父 姓名		母 姓名		
家族関係 ⁴⁾ 登録情報 (該当欄に☑表示)	<input type="checkbox"/> 住民登録をした事がある	大韓民国 最終住所地	(市道)	(区市郡)	(邑面洞)
	<input type="checkbox"/> 住民登録をした事がない	登録基準地 (本籍地)	(市道)	(区市郡)	(邑面洞)
連絡先 ※必ず点線の 内側に記載	電話番号 ⁵⁾ (自宅勤務先など)	(国番号)	(市外局番)	(電話番号)	
	携帯電話 ⁵⁾				
	電子メール ⁶⁾ (E-mail)	@			
国外居所 ⁷⁾ (国外からの 郵便物を受け 取れる場所) ※必ず点線の 内側に記載	必須 記載事項 ※英語大文字 或いは ローマ数字 で記載	居留国名		郵便番号	
	任意 記載事項 ※日本語で 記入可能	住所			
		日本の住所 通名 表札名など			
外国国籍 保有可否 ※複数国籍者 のみを入力	外国国籍をお持ちですか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ			
	国籍保有国名				
	外国国籍取得事由	<input type="checkbox"/> 出生 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 養子縁組 <input type="checkbox"/> 認知 <input type="checkbox"/> その他()			

本人は「国籍法」による大韓民国国民であることを確認して「公職選挙法」第218条の5に基づき、在外選挙人登録を申請し選挙権などを確認するための家族関係の情報、住民登録情報、受刑情報、国内居所申告情報、パスポート情報などの個人情報活用に同意します。

中央選挙管理委員会 御中 申請人⁹⁾ : 年 月 日 (署名・捺印)

※在外選挙登録申請は在外公館に申請書を提出(訪問,郵便又はメール) 若しくはインターネットホームページ(<http://ova.nec.go.kr>)からでも可能です。

※ 注 意 事 項

1. この申請書は機械で判読するため折ったり破ったりしないように注意して下さい。
2. この申請書の記載事項に誤りがある場合は、申請者に不利益(選挙人名簿未登載、選挙情報受信不可など)が発生することがありますのですべての事項を正確に記入して下さい。
3. 偽って在外選挙人登録申請をした人、又は自分の意思に基づいて申請したものと認められない人は、投票に参加することができず、公職選挙法第247条の規定により処罰(3年以下の懲役又は500万ウォン以下の罰金)が課される場合もあります。

※ 作 成 要 領

1. “**姓名(英文含む)**”欄には、パスポートに記載されている姓名を正しく記入すること。
☞ 但し、パスポート姓名と家族関係登録簿(戸籍)上の姓名が違う場合には家族関係登録簿(戸籍)上の姓名を記入する。
2. “**在外選挙人の区分**”欄には、(かつて本国にて)住民登録があった人は該当欄にと表示した後“**抹消された住民登録番号**”を記入すること。また住民登録がなかった人は該当欄にと表示した後“**生年月日**”を記入し“**性別**”欄に表示すること。
3. “**父母姓名**”欄には、住民登録のない人に限り、国籍・本人可否及び登録基準地(本籍地)を正確に確認する為に家族関係登録簿(戸籍)上の“**父または母の姓名**”を必ず記入すること。(ハングル)
4. “**家族関係登録情報**”欄には、住民登録のあった人(抹消された住民登録番号者)は、該当欄にと表示した後“**大韓民国での最終住所地**”を記入、過去に一度も住民登録のなかった人は該当欄に表示した後、家族関係登録簿(戸籍)上の“**登録基準地(本籍地)**”を記入すること。
5. “**電話番号と携帯電話番号**”欄には、居住国にて連絡が取れる自宅や勤務先などの電話番号(国番号ー市外局番ー電話番号)と携帯電話番号を記入すること。日本の国番号81
☞ 電話番号と携帯電話番号は、在外選挙人の要件確認、投票期間・場所などのご案内、その他各種の選挙情報提供に活用されます。
6. “**電子メール(E-mail)**”欄は、中央選挙管理委員会が作成、発送する政党・候補者の情報資料送付、選挙人名簿の登載状況通知、異議申請結果案内、投票期間・場所・持参物など各種選挙関連の情報・資料などの提供に活用されますので、これらの資料などを受け取るために必ず記入すること。
7. “**国外居所**”欄には、居住国にて投票用紙などの郵便物を受け取ることができる場所を下記の作成方法に従って正確に記入すること。
 - “**必須記載事項**”欄には、居住国名と住所をローマ数字または英文の大文字で必ず点線内に記入すること。
 - “**任意記載事項**”欄には、居住国の配達員などが郵便物を正確に配達できるよう現地通用語(日本語)で、住所、通名、表札名(○○方 宅)など配達参考事項を記入すること。
☞ 但し、仕事の事情、引越し、住所不確定、居住国の郵便制度の不備などの理由で国外からの郵便物を受け取ることが難しい人は公館を居住地として申告することができる、この場合該当欄にと表示し住所欄に公館名を記載すること。
8. “**投票予定公館**”欄には、在外投票期間中に実際投票しようとする公館の名称を記入すること。
9. 最後の“**申請人**”欄には、必ず本人が姓名を記入し、署名又は印鑑を押すこと。